

令和 7 年 3 月 31 日
東京水道株式会社

当社社員による収納金の無断持出について

1 概要

当社が東京都水道局から料金徴収業務等を受託している多摩地区の事業所において、当社社員が水道局に払込むべき水道料金等の収納金を無断で持ち出していたことが発覚しました。

2 事案の経緯

3 月 14 日、業務開始時点で当日に水道局に払込む予定の水道料金等収納金 398,852 円が不足していることが判明し、収納金の管理等を担当する社員に確認したところ、無断で持ち出したことを認めました。収納金は当日中に当該社員から返還を受け、直ちに水道局に払込みを行いました。

3 事案への対応

本事案に対しては、下記の取り組みを直ちに実施し、再発防止を図りました。

- (1) 他の事業所について調査を実施し、同様の事案がなく適切に処理されていることを確認
- (2) 全事業所へ現金管理等コンプライアンスの徹底を指示
- (3) 現金残高確認を 1 日 1 回から 2 回に強化するとともに、払込後の帳票確認を徹底